

京都市告示第516号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
京都広河原美山線	左京区鞍馬本町979の1地先から 同町938番地の1地先まで	旧	メートル 246.40	メートル 6.00 ~ 23.00
		新	246.40	5.82 ~ 24.50

(建設局土木管理部道路明示課)